再評価結果一覧表

【直轄事業】

事 業 名 事業主体	該当基	総事業費 (億円)	便益(B)		費用	B / C	7.044.045.	局対応	4マ 4本	油中抽中	ナルヤホナハ
	準		総便益 (億円)	便益の主な根拠	(C) (億円)	B / C	その他の指標による評価	方針 (案)	経緯	決定理由	本省対応方針
沙流川総合開発事業 北海道開発局	その他	920	747	浸水戸数:1,371戸 浸水農地面積:917ha	667	1.1	・昭和37年には平取地点でピーク流量3,470m3/sを記録 し、平取町・門別町で死者1名、304戸の浸水被害が発生 しているなど、過去40年間に8回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平取地点で整備計画目標流量 4,300m3/sの洪水流量を3,200m3/sまで調節する	継続	H12.12.5第1回流域委員会 H13.2.19第2回 " H13.6.1 第 3回 " H13.6.1 第 3回 " H13.8.27第4回 " H13.10.4第5回 " H13.11.7第6回 " H14.2.12 第 8回 " H14.2.12 第 8回 " H14.7.19 整備計画策定 H14.7.31 北海道開発局事業審議委員 会に整備計画策定を報告	再評価の手続きに相当する河川整備計画が完定されており、治水の事業の必要性、費用対効果の観点等から総合的 に判断して事業継続が妥当	継続
サンルダム建設事業 北海道開発局	10年継 続中	530	554	浸水戸数:4,000戸 浸水農地面積:1,000ha	245	2.3	・昭和50年には、名寄市等で2,642戸の浸水被害が発生しているなど、過去30年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、真勲別地点で1,800m3/sの洪水流量を1,400m3/sまで調節する。 ・名寄市、下川町ではサンルダムを水源とした水道事業を実施中、	継続		治水・利水上の事業の必要性等の観点 から総合的に判断して事業継続が妥当	継続
胆沢ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	2, 440	2, 131	浸水戸数:54,650戸 浸水面積:30,000ha	1,029	2.1	・基準地点 (狐禅寺) での基本高水流量13,000m³/sのうち、4,500m³/sをグム群により調節する。このダム群による洪水調節4,500m³/sのうち、胆沢ダムでは17/m²/s(昭和22年9月型洪水)、1,09m³/s(昭和23年9月型洪水)、分洪水調節効果がある。 ・下流への既得用水、約9,700haの農地へのかんがい用水、胆江広域水道企業団(2市3町)への水道用水等への供給が可能となり、10年に1回程度発生する渇水を回避の供給を回り	継続	H14.7.29 事業評価監視委員会 H14.8 対応方針(案)提出	治水・利水上の事業の必要性等の観点 から総合的に判断して事業継続が妥 当。今後も胆沢ダム建設事業を継続 し、早期完成を目指すとともに、新技 術の種梱的な導入等により、更なるコ スト縮減に努めるものである。	継続
鳥海ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	960	461	浸水戸数:3,400戸 浸水面積:1,600ha	272	1.7	・基準地点(二十六木橋)での基本高水流量3,100m³/sのうち、800m³/sをダム群により調節する。このダム群による洪水調節800m³/sのうち、烏海ダムでは570m³/s(昭和33年9月型洪水)の洪水調節効果がある。 ・下流への既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持を図るとともに、水道用水等への供給が可能となり、10年に1回程度発生する渇水を回避できる。	継続	H14.7.29 事業評価監視委員会 H14.8 対応方針(案)提出	治水、利水上の事業の必要性等の観点 から総合的に判断して調査鍵続が 場場でセスメントを実施して早期 の建設事業着手、完成を目指すもので ある。	継続
渡良瀬遊水池総合開発(期)事業 関東地方整備局	その他	400	959	漫水世帯数:56,260世帯 漫水面積:38,697ha	207	4.6	・当該事業の実施により、渡良藩遊水地と相まって、渡 良瀬川の合流量を調整し、利根川本川の計画高水流量に 影響を与えないものとする。 利根川は582、H2、H6、H8年と最大30%、40~70 日の長期にわたる取水制限を実施しているなど2~3年 に1回湯水が発生している。当事業の実施により安定し た供給が可能となる。 ・利水予定者からの事業参画の意思表示がないこと。	中止	H 7.10.12第1回事業審議委員会 H 7.11.30第2回事業審議委員会 H 8. 1.21公聴会 H 8. 3.4第3回事業審議委員会 H 8. 6.20第4回事業審議委員会 H 8. 8第5回事業審議委員会 H 8. 12.24第6回事業審議委員会(中間答申) H 14. 8.6第7回事業審議委員会(答申) H14.8今後の進め方について報告	治水の必要性は高いものの現段階において利水予定者の事業参画の意思表示がないため、特定するとない 治水対策については別途検討が妥当。	中止
清津川ダム建設事業 北陸地方整備局	その他	2,500	5,900	浸水戸数:110,000戸 浸水農地面積:34,000ha	940	6.3	・既設ダムと清津川ダムにより、基準地点小干谷では計画洪水調節量2,500m3/sの、約70%~80%(新潟県魚沼地方中心の洪水)、約10%~20%(長野県中心の洪水)、約10%~20%(長野県中心の洪水)を調節出来る。 ・清津川ダムの新規利水要望は、559の実調着手時28.5m3/sから、H11時点で13.725m3/sに減少している。そのうち都市用水は、13.5m3/sから2.113m3/sに減少している。 ・清津川沿川及び信濃川小干谷基準地点への不特定補給により10年に10程度の渇水を回避できる。 により10年に10程度の渇水を回避できる。 ・国立公園特別保護地域、名勝天然記念物「清津峡」、プナを主とする自然林等の水没を考慮し環境に配慮	中止	H12.8.28 与党三党による公共事業 見直 U中止勧告 H12.9.27 H 1 2 第 1 回事業評価監視 委員会 H12.11.26 H 1 2 第 2 回事業評価監視 委員会 H13.7,12第 1 回専門委員会 - H14.7.5第12回専門委員会 H14.7.29 H 1 4 第 1 回事業評価監視	「治水面では、信濃川流域における 治水安全度の向上が必要かつ重要であ るが安全度の向上が必要かつ重要であ ること、また利水面では、現時点で直 ちに大規模な水資源開発を行う緊急性 は薄しと考えられることから、清津川 ダムの実施計画調査は中止することが 適当である」という清津川ダム専門委 員会の答申を最大限尊重し、清津川ダ ム実施計画調査の中止は妥当。	中止